

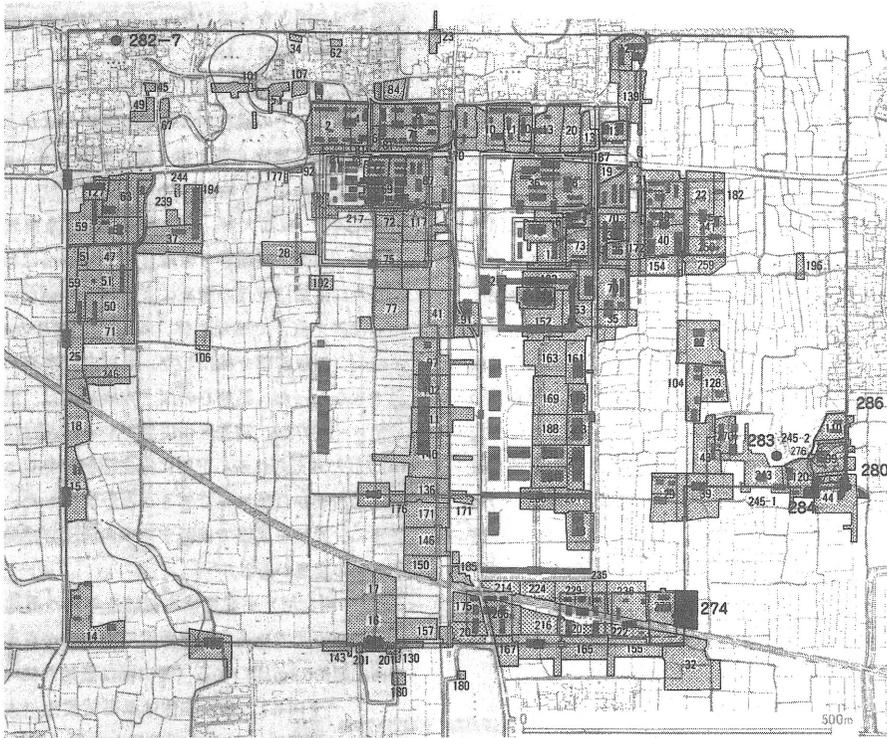
奈良・平城宮跡

へいじょうきゆう

- 1 所在地 一 奈良市佐紀町、二・三 奈良市法華寺町
- 2 調査期間 一 一九九七年(平9) 四月～七月、二 一九九七年一月～一九九八年一月、三 一九九七年七月～一〇月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 町田 章
- 5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡、都城跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
 - 一 式部省東方・東面大垣(第二七四次調査)

第二七四次調査は、これまで継続して行なってきた壬生門(南面東門)内東方官衙の発掘調査の最終段階として、東面大垣とその周辺約一八〇〇㎡を発掘したものである。調査地は奈良時代前半の式部省東官衙、同後半の神祇官の遺構を検出した第二七三次調査区(本誌第一九号参照)の東隣にあたる宮東南隅である。

調査の結果、奈良時代の主な遺構として、宮東面大垣と造営時の添柱列・堰板溝跡などの関連遺構、溝五条、掘立柱塀二条、掘立柱建物六棟、東一坊大路、暗渠一基、橋状遺構一基などを検出した。



平城宮跡発掘調査位置図

東一坊大路西側溝SD四九五一は、調査区北方にある小子門西脇を経て宮内から南流する排水路で、宮東面外堀を兼ねる南北溝。幅約六・二m、深さ〇・八―一・四m。上層は平安時代以降、下層は奈良時代の堆積。下層は四層に大別でき、幅約四m、深さ〇・五―〇・八mである。溝は何度も改修を受け、遷都当初の堆積は残存しない。後述のSD一七六五〇を切って本溝が改修され、溝最下層に天平宝字の年紀木簡を含むことから、奈良時代後半の堆積と考えられる。護岸施設の痕跡と思われるテラス状の段を西岸で検出した。

宮内基幹排水路SD三四一〇は、東面大垣の西側を南流する南北溝で、幅六・〇―七・八m、深さ一・一―一・三m。溝の堆積は上下二層に大別でき、奈良時代の堆積土である下層は、幅五・三m、深さ〇・六五―〇・八m。本溝も数度の改修で遷都当初の堆積は残存せず、やはり奈良時代後半の堆積と考えられる。三―四期に区分でき、当初は素掘溝だが、後に溝幅を狭め、石積護岸が施される。

東面大垣SA四三四〇は、宮の東面を画する南北方向の築地塀で、約四八m分を検出した。最大二六cmの掘込地業を施し一層あたり約五cmの厚さで版築したもので、残存高は最大〇・七m、残存基底幅は最大二・六二mである。下層に掘立柱塀はなく、当初から築地塀である。大垣は、奈良時代前半までは調査区中央やや北で開口し、そこを東西溝SD一七六五〇が貫流していた。その開口幅は、遷都当初の第I期大垣で南北約六・二m、後に狭められ幅約三・六mと

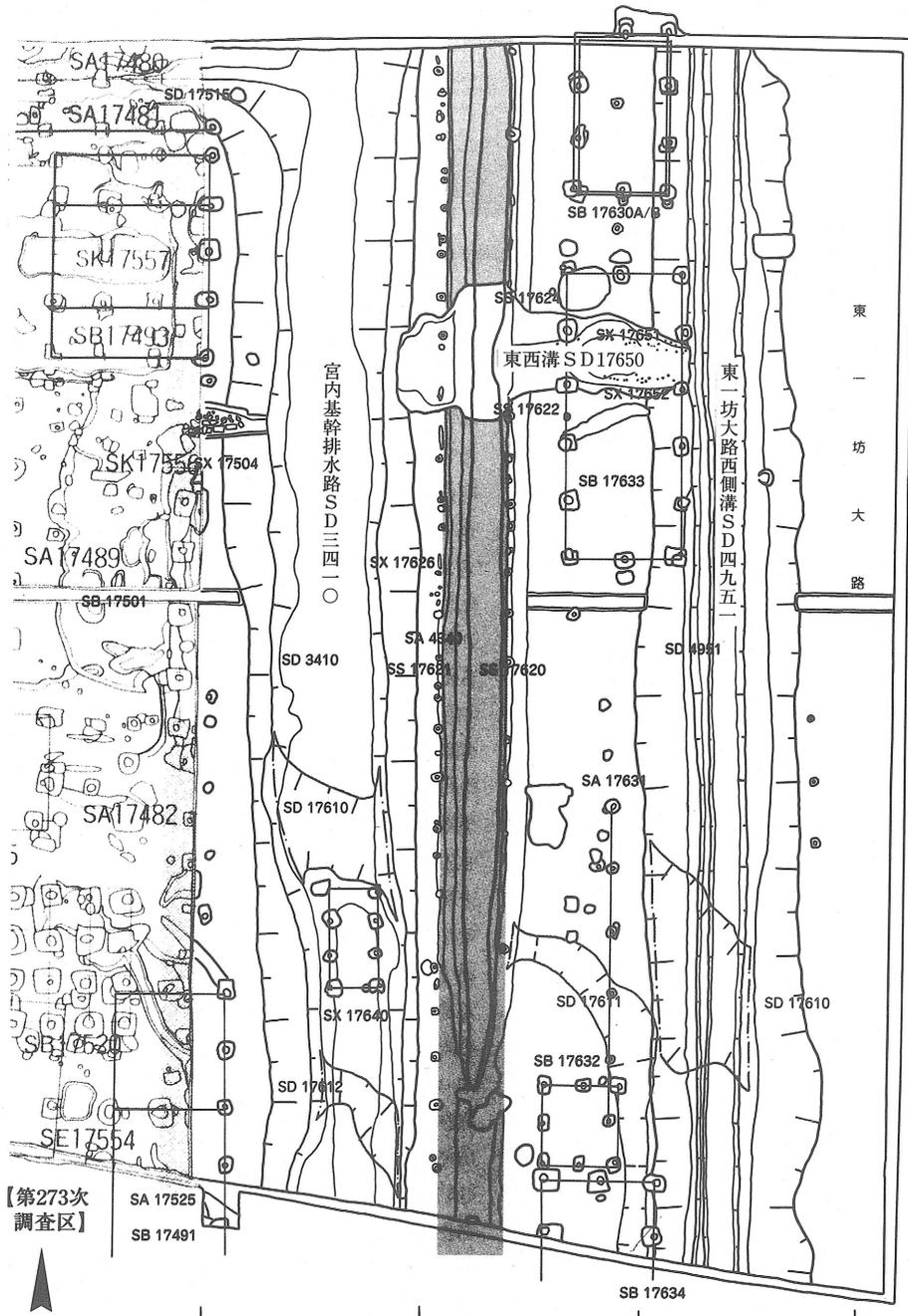
なり、埋立部に継ぎ足しの第II期大垣が造営される。最後に開口部を埋めて第III期大垣が造られ、大垣は完全に閉塞する。

東西溝SD一七六五〇は、東面大垣の開口部分を開渠で抜け、SD三四一〇からSD四九五一に東流する溝。SD三四一〇の水量を軽減し、宮東南隅部分での氾濫を防ぐための分水路と考えられる。

SD一七六五〇Aは遷都当初の素掘溝。幅五・五m、深さ一・五m。大垣造営に先だつもので、第I期大垣造営後も機能した。次に、A溝を埋め立てて、幅を約二・九mに狭めたSD一七六五〇B、さらに改修され幅約一・六mのSD一七六五〇Cとなる。B・C溝には大垣横断部分に石の護岸が、大垣からSD四九五一までの間には杭列護岸が設けられた。C溝は、堆積土・埋立土から軒瓦六二二五A(II―2期) III―1期)、埋立土から平城宮III古段階(七三〇―七四〇年頃)の土器が出土しており、天平一〇年(七三八)前後に廃絶、大垣が閉塞する第III期の造営もそれ以降と考えられる。

大垣とSD四九五一との間の塀地部分で掘立柱建物五棟、掘立柱塀一条を検出した。このうち、SB一七六三〇A・Bは奈良時代前半、SB一七六三三はSD一七六五〇廃絶後のものである。また、SD三四一〇内で検出した橋状遺構SX一七六四〇(桁行三間×梁間一間)は溝の水流を利用した便所遺構の可能性がある。

遺物は、上記三条の溝から大量に出土した。SD一七六五〇埋立土出土土器は一括性が高く、平城宮III土器古段階の好資料である。



第274次調査遺構配置図 (1 : 350)

木製品として、加工板、箸状木器、刀装具の様、刀子形、漆器碗、独楽、養子、算木、すりざさら、琴柱、人形、太刀形、鳥形など、金属製品として、和同開珎・万年通宝・神功開宝、金銅装刀子把口金具、金銅鉾、銅銚帯金具、鉸具の弓金具、鉸板、丸柄、海老鉾牡金具、刀子、銅大刀装具、銅製人形などが出土した。瓦類の顕著なものとして、三彩軒丸瓦、緑釉隅木蓋などがある。

木簡は、SD一七六五〇から一〇四六六(うち削層九四四点)、SD三四一〇から八三三(うち削層六五五点)、SD四九五一から三〇九五(うち削層二六六三三点)、出土遺構不明一四四点、合計四二三八点(うち削層三六七二点)が出土した。SD一七六五〇木簡は、ほとんどB・C溝出土である。SD四九五二木簡は、最下層の木屑混じり暗褐色粘土層とその上のバラス混暗灰砂質土・灰褐色砂層を中心に出土した。SD三四一〇木簡は、主に最下層の灰褐色バラス・暗灰粘土層から出土した。いずれも上流の宮内で投棄されて調査地に堆積したものが多くと考えられ、特定の史料群を形成するものではない多様な内容である。ただ、SD四九五一出土木簡には東一坊大路上から投棄されたものが含まれる可能性は皆無でなからう。

木簡以外の文字資料として、「蘇^{〔蘇果カ〕}」「莫取研^{〔蘇果カ〕}」「盤^{〔蘇果カ〕}」「風^{〔蘇果カ〕}」「北僧坊」「朝」「支良女」「近衛」「厨」「西」「狛」「茹」「附名」「朝」「職」などと記した墨書土器、「修」「理」「中」「真依」「乙万呂」などの刻印瓦が出土した。

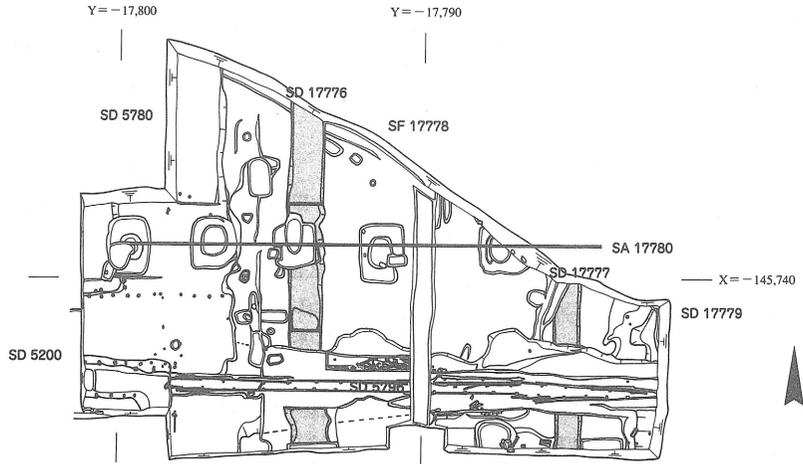
二 東院庭園地区(第二八〇次調査東区)

第二八〇次調査は、東院地区の庭園遺構周辺で南・北・東区の三カ所合計約七〇〇㎡を発掘した。南区では、東院東南隅部分を調査し、東面大垣・南面大垣とその雨落溝、二条条間路北側溝、庭園の池に伴う溝、バラス敷などを検出した。従来「隅楼」と呼ばれていた楼閣状建物SB五八八〇の全貌が解明され、二間×二間(八尺等間)の身舎に間口一六尺の庇が西と北につく建物、あるいは三間×二間の東西棟に間口一六尺の北庇が東寄りにつく建物であると想定される。北区では、庭園内の東面大垣西側を調査した。東区では、東二坊坊間路と二条条間路との交差点北部を調査し、二条条間路北側溝SD五二〇〇、東二坊坊間路路面とその東西両側溝などを検出した。東二坊坊間路には新旧二時期があつて、当初は坊間路相当の道路として造作され、後に大路と同等の道路に拡幅されたことが判明した。

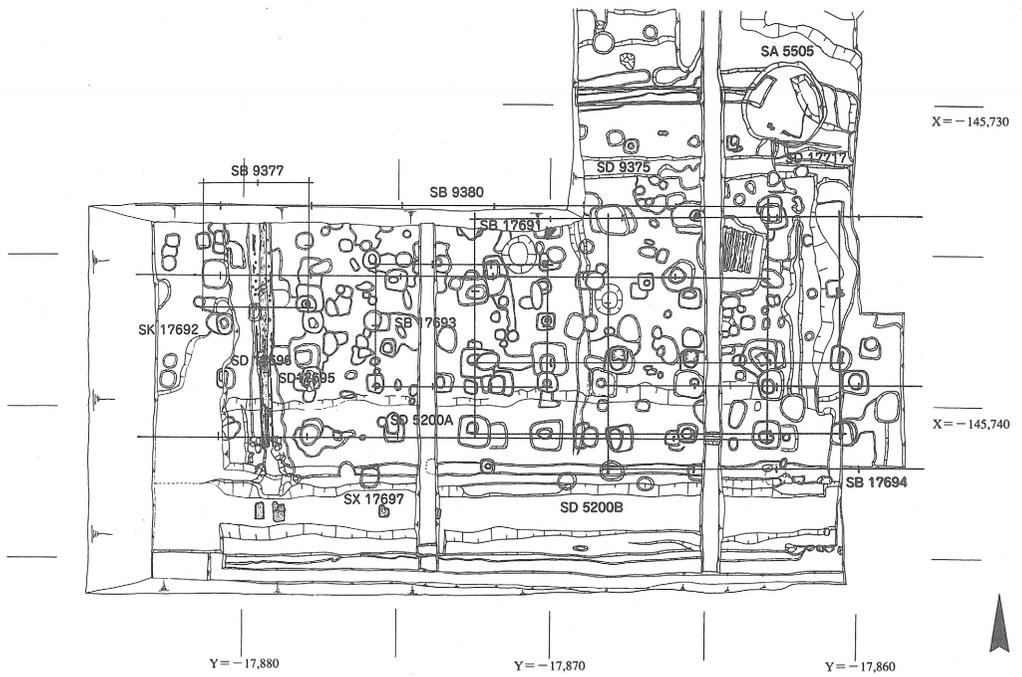
木簡は東区の調査のうち、SD五二〇〇から三点、拡幅後の二条条間路東側溝SD一七七七九から一一点、合計一四四点出土した。

三 東院庭園地区(第二八四次調査南区)

第二八四次調査は、東院庭園の園池南西部の北区、南面大垣から二条条間路北側溝までの南区、合計約七五〇㎡を発掘した。北区では東院上層園池SG五八〇〇B、奈良時代末期の州浜SX一七七七〇、二時期の園池南岸建物SB一七五八二・SB一七七七〇などを



第280次調査東区遺構平面図 (1 : 250)



第284次調査南区遺構平面図 (1 : 250)

検出した。南区では南面大垣SA五五〇五、大垣南雨落溝SD九三七五とその下層の東西溝SD一七七一一七、二条条間路北側溝SD五二〇〇A・B、堀地上で建物五棟・土坑などを検出した。SD五二〇〇Aは、遷都当初開削のAa溝と、北岸で約一・七m南にずらしたAb溝の二時期がある。SD五二〇〇Bは、SD五二〇〇Aを南に約3mずらし開削したもので、石組み護岸のないBa溝、改修して石組み護岸を施したBb溝の二時期がある。Ab溝からBa溝への改修時期だが、第一二〇次調査で和銅・養老の年紀木簡が出土し、今回もAa溝から養老六年(七三二)の木簡が出土したが、郡郷制下の可能性がある荷札木簡(三(4))も出土しており、確言できない。恭仁遷都前の天平年間前半と推測しておく。SD五二〇〇Ba段階では、それまで空閑地であった堀地部分に建物が建てられた。この

うち、掘立柱東西棟建物SB一七六九四は最も新しく、桁行三間以上(九尺等間)×梁間二間(九・五尺等間)の身舎に南庇(九・五尺)がつく。しかしSD五二〇〇Bbが機能する奈良時代末期には、堀地部分は再び空閑地となったと考えられる。
 主な遺物としては、SD五二〇〇Aから馬形、SX一七七〇一(奈良時代後半の園池南岸建物SB一七七〇〇の北側柱筋の布掘地業)から齋串、堀地上の南北溝SD一七六九五から巡方表金具と鈍尾裏金具が出土し、また包含層から新形式の唐草文鬼瓦が出土した。
 木簡は、南区のSD五二〇〇Aから一九点、SD五二〇〇Bから一点、同北岸護岸石裏込めから二点、SB一七六九四の南庇の西から二基めの柱穴から一点・土坑SK一七六九二(時期不明)から一点・出土地不明一点(いずれも判読できず)、合計二五点が出土した。

8 木簡の釈文・内容

一 式部省東方・東面大垣(第二七四次調査)

東西溝SD一七六五〇

- (1) 「内蔵出絶十四匹」上総布十端 糸卅組
 凡布十端 布四十〔段カ〕 右依内侍牒進」
 202×32×1 011*
- (2) 「申進殿門 薦草十尺八尺束 又菅十尺八尺束 之中菅八尺束此者道守〔臣カ〕合在」
 養老三年十月八日 知末呂申
 367×36×4 011
- (3) □□□六斤養老五年十〔月カ〕
 (162)×19×4 081
- (4) □老五年四月辰時付神人安麻呂」
 (130)×22×2 019
- (5) □内親王宮 □
〔神龜カ〕 □□□ (108)×7×4 081

(37) 進上□□

宝字五年十一月五日 (130)×(19)×5 081

(38) 「管カ」 依政所宣上

□□式口 (135)×(19)×3 081

(39) 「請□□□繩一方少進大伴

如件」 □□ (171)×28×2 011

(40) 「書生子部人主 大資人紀東人 四月廿六日

合深人」 伊勢部吉成 畠賢達
安倍永年 湯坐三□□
(294)×24×2 011

(41) 十九日参 内舍人

(109)×26×2 081

(42) □□「村カ」

册村 各五枚 自員外破板十枚。

十一日模作千足 (239)×33×5 081

(43) 「千カ」 □三百卅五枚女瓦 四百五十枚辟瓦 (420)×(27)×4 081

(44) □日料

「月カ」 □十八日秦一□ (58)×22×2 081

(45) 「伊勢国鈴鹿郡仕□ (76)×19×2 039

(46) 「伊豆国田方郡久寝郷物部宿奈麻呂調」 (175)×33×3 039

(47) 「安房国安房郡□ (122)×29×3 039

(48) 「若狭国三方□「郡カ」 (85)×(12)×6 081

(49) 「越前国江□□ (97)×15×3 039

(50) 「神門郡朝山郷交易雜魚腊一斗」 174×20×6 031*

(51) 「出雲国仁多郡横田郷前分一籠」 126×31×5 032

(52) 「出雲国大原郡来次郷前□「雜カ」一籠」 160×24×3 031
天平宝□六年「字カ」

- (87) ^{〔原カ〕}里糯 (檜扇) (71)×(25)×1 061
- (88) 「山背 ^{〔国カ〕}」 (檜扇) (61)×(23)×0.5 061
- (89) 「矢田部 (檜扇) (62)×(23)×1 061
- (90) ^{〔主カ〕}
 主 牝
 (裏面上部ニ記号ニツアリ) 156×47×1 065
- (91) 善戊戊戊
 娶善戊 157×47×2 065
- (92) 妻善妻娶時来
 眼見眼見不如手作 (145)×20×9 019*
- (93) 嶋坊北一倉匙
 不得預 77×28×7 011*
- (94) 大饗
 (61)×(14)×2 081
- (95) <少国麻呂 口開入長一尺
 <一寸 (削り残り)(157)×21×2 039
- (96) 比者無
 生而 (65)×24×7 019
- (97) 前神
 灰灰疵 (91)×(20)×5 081
- (98) 甲斐
 士 木善佐美
 人国
 忍 乃止国 未年(表裏ニ人物画及ビ相撲絵アリ) (209)×47×4 065
- (99) ^{〔午カ〕}
 未申酉戌
 寅卯
 辰巳午カ 091
- (100) (刻線)
 夕夕夕夕夕夕
 午未申酉戌亥子 ^{〔丑カ〕}
 夕夕夕夕夕夕
 午未申酉戌亥子丑 (刻線)
 夕夕夕夕夕夕 65×(28)×3 081

(1)は、内蔵寮が、緇・上総布・糸・凡布などを「内侍牒」によって支出、某所に進上した際の送り状である。「内侍牒」とは、天平八年(七三六)の「内侍司牒主薪所」(『大日本古文書』〔編年。以下「大日古」と略す〕二一四・八頁)のように、内侍司の牒のことである。内蔵寮は中務省に属し天皇の宝物や日常の物品を掌る官司。内蔵寮が内侍の命で織維製品を支出する例としては、御服料などは、季節毎に内侍の宣に従って縫殿寮に出し充てるという「延喜式」巻一五内蔵寮の規定が参考になる。本木簡は綾など高級織物を含まず、御服に関係するかは疑問だが、縫殿寮宛の可能性は残る。「内侍牒」により内蔵寮が物品を進上する宛先は自ずと限られよう。

(5)の内親王の候補として、裏面の年号「神亀」を根拠にすれば、吉備・阿倍・井上・不破などが挙げられる。(6)は、中務省解と書した削屑。(7)は、高橋国足を召す召文。天平一〇年に遠江少掾であった人物(『大日古』二一〇八頁)と同一人かは不明。(8)は大倭国(天平九年二月に大養徳国と改名する以前の名称)の進稻木簡。下端から三分の一あたり、左から右下に抹消の墨線が引かれる。裏面は飲酒に関すると思しき興味深い習書。あるいは書状の草案か。(9)~(13)は荷札。(10)は美濃国の米の荷札。『和名抄』厚見郡条には市俣郷がみえるが、本木簡の郷名の第一字めはかすかに残る墨痕による限り「大」と読める。(12)は伊予国の古鯖の荷札。これまで類例は少ない(『平城宮木簡』一、三六一号など)。(16)(17)の高夫久は高句麗系の高氏の一族か。

の一族か。

SD三四一〇出土木簡は点数が少ない。(20)は瓜・茄子の進上木簡か。(27)は西大寺・元興寺での仏事における「供養」に関わる物品の付札か。南都諸寺のうち西大寺・元興寺の二カ寺で行なう「供養」の実態については不明。上端を圭頭とし、下端を尖らせ、中央やや下に切り込みを入れるやや異型の木簡である。(28)は荷札。幡多郷は、河内国茨田郡、摂津国有馬郡、遠江国長下郡、相模国余綾郡、備前国上道郡、淡路国三原郡に所在しており、特定できない。

SD四九五一出土木簡は、内容としては、食料・布・銭など物品を請求する木簡、伊勢・伊豆・安房・若狭・越前・出雲・播磨などの荷札、板・瓦など造営に関する木簡、銭の付札などがある。

(30)は布を請求する木簡。表に異筆があり、裏面記載は常食支給の請求の習書か。(31)は銭を請求する文書木簡。

(33)は、吉田古麻呂が草湯を作る材料を請求した木簡。草湯は草薬(煎じ薬)と考えられる。請求先は典薬寮か。医薬関係であることから、吉田古麻呂は、吉田宜の子で奈良時代後期から平安時代初めにかけての医家・吉田連古麻呂と同一人と見なせよう。古麻呂は、宝亀七年(七七六)に正六位上から外従五位下になり、延暦三年(七八四)に侍医のまま内薬正に任じられた人物。なお、『延喜式』巻三七典薬寮に「凡五位已上、有須草薬者、就寮請之」とみえ、貴族が草薬を典薬寮に請求できる規定があるが、古麻呂はそもそも医

家であり、本木簡を古麻呂が五位に昇進後のものと見なす必要は必ずしもなからう。ところで、本木簡には草湯作料の具体的内容が記されていない。請求の具体的品目は別の木簡に書かれ、複数枚で情報伝達されたのか、あるいは別紙などに書かれていたのかは不詳。

(34)は内務所の魚請求木簡。「内」は天皇の意味か。(35)(36)は酒の進上木簡。記載内容は同一。同筆と思われる、法量もほぼ同じであるが、(35)が数字が大字で日付・署名が小書き右寄せであるのに対し、(36)は一行書きで数字も大字を用いず、書風もより大らかである。元日付だけで珍しく、正月各官司で催された饗宴に供する酒に関わるものか。

(38)は、政所の宣によって^{〔管カ〕}□□を^{〔進カ〕}進上した木簡。「政所」の語を記した木簡は、調査区の上流、宮内の第二二次調査、第一〇四次調査で出土例があるが〔平城宮木簡〕二、二六二五号、〔平城宮発掘調査出土木簡概報〕〔以下「城」と略記〕二二―一五頁、具体的にどこの官衙ないしは貴族家のそれかは不明である。

(39)は縄の請求に関する木簡か。「進」は、「職」「坊」の第三等官。(39)は、本調査区南側の第三二次調査で、奈良時代末のSD三四一〇・SD一二五〇から出土した^{〔開カ〕}□^{〔所カ〕}食式升少進大伴宿祿^{〔所カ〕}□^{〔所カ〕}請^{〔所カ〕}などとある木簡〔平城宮木簡〕三、三三三八号と書式・記載が類似しており、(39)の「少進大伴」以下欠失部にも「宿祿所請」とあった可能性が高い。ちなみに、第二五九次調査でも「大伴少進」と書いた木簡が東西溝SD一一六〇〇(SD三四一〇・四九五一の上流域の宮内道

路南側溝)から出土し、奈良時代末の皇后宮職官人と推定されている(本誌第一八号参照)が、これら三者の関係は判然としない。

(40)は、六人の名前を連ねた歴史。召文の類か。左右は二次的削りか。表の上部には現状では墨痕が確認できない。「畠賢達」「子部人主」「紀東人」は天平勝宝年間の造東大寺司写経所関係文書に散見する人物である。畠賢達は天平勝宝六年(七五四)一月に東大寺写経所の装潢として布施を受け〔大日古〕一三一―一四頁、同七年二月、四月に東大寺の請経使となっている人物〔同〕一三一―一三二頁、三一六〇八頁、一三一―一七四頁。書生の子部人主も天平勝宝四年二月にみえる〔同〕一一―一三六頁。紀東人は、天平勝宝四年七月同五年八月に大納言藤原仲麻呂家から東大寺務所へ請経使として赴いた仲麻呂家資人〔同〕三一五八五頁、四一九七頁。東人の肩書き「大資人」は、「オホトネリ」と訓じて大舍人を意味するか。(44)の裏面、日下の「秦一□」は、第二五九次調査でSD一一六〇〇から出土した春宮坊主膳監解にみえる秦一万か(本誌第一八号参照)。

(47)は安房国の荷札。安房国は天平一二年上総国に併されており、恐らく、天平宝字元年(七五七)再置後のものであろう。(50)～(52)は出雲国の荷札。(51)に「前分」とみえ、(52)も同じであろう。「前分」は文献的には貢納物を収納する際の役人の手数料と言われるが(『続日本紀』天平勝宝八歳二月丁巳条)、木簡の「前分」の語義は未詳。類例として、奈良県藤原京跡右京五条四坊、兵庫県見蔵岡遺跡

で出土している（本誌第一五・一六号参照）が、平城宮で「前分」と記した荷札木簡が出土したのはこれが初めてで、注目に値する。

58) 59) 60) は銭の付札。58) は銭五千文の付札。記載の三六斤四両は、一斤 \parallel 六〇〇 \sim 六七〇gとして計算すると二一・七五 \sim 二四・二八kgとなり、一文の重さは四・三五 \sim 四・八五gと算出できる。重量的にみて、本木簡が付された銭は天平宝字四年鑄造の万年通宝とみても過不足ない。59) は、民領の木芻進徳が一十文を「貫」した付札。一十文の下、日付は右寄せ小書きを意識して書き出すが、宝字以下は再び大きな字で中央に書す。「貫」は、一十文を単位として差し銭にすることか。「民領」の語は、第三二次補足調査（「城」四一 \sim 四五頁）や西隆寺跡出土木簡などにみえ、業務の責任者の意。木芻氏は大化前代に散見する百済系氏族であるが、八世紀の所見は珍しい。「一十文年月日 \diagup 。貫民領某」なる木簡の出土例としては、第一〇四次調査で東院西辺の南北溝SD三三三六C（SD四九五一の上流域に相当）から出土した、天平神護二年（七六六）二月の「山^{〔守カ〕}三上」（長さ一〇五mm幅一八mm厚さ五mm、〇二二型式、「城」一一一 \sim 一六頁）があり、書式・形態・法量が酷似する。また、第一七二次調査で内裏東大溝SD二七〇〇から出土した「一十文 \diagup 。〇〇〇〇〇〇〇〇」（長さ八四mm幅二二mm厚さ四mm、〇二二型式、「同」一九一 \sim 二七頁）も、裏面を赤外線テレビカメラ装置で再検討すると、「貫民領恵我馬養」と釈読でき、これらと同様の木簡である。60) は

「貫」の字と名前しか記載されていないが、59) と同様に銭の付札とみなせよう。天平勝宝七歳（七五五）の班田司史生の三努（美努）広足（「大日古」四一八 \sim 八二頁）と同一人か。

70) の「上道朝臣」は、天平宝字元年（七五七）七月、上道臣斐太都が橘奈良麻呂らを密告した功をもって朝臣と賜姓されて以降のもの。国史では他に千若・広成の例が知られるが、平城京時代の者としては斐太都のみが文献的に知られるだけである。

72) の「公侯マ」は、天平宝字元年三月に君子部を吉美侯部と改め、ほどなく吉弥侯部に改められ、また、姓「君」が天平宝字三年一月に「公」字に改められているので、それ以降の表記と思われる。

83) 89) は、檜扇に墨書したものの同一個体か。90) 91) は形状類似の薄いやや幅広の長方形の材（用途未詳）に墨書されたもので、ほぼ一括して出土した五点の一部である。記載内容に記号もあり、その意味は不明。92) は「善妻娶時来」などと書いた習書木簡。91) に類似の表現がみえ、出土地点も近接しており、90) 91) と92) は一連のものか。

93) は、嶋坊の北一倉の匙（海老錠の牡金具）の所謂キーホルダー木簡。嶋坊の所在地については確言できないが、『続日本紀』天平勝宝八歳（七五六）二月己酉条や「造寺雑物請用帳」（「大日古」二五 \sim 三二六頁）にみえる法華寺の外嶋院か。99) 100) は十二支を記した木簡。二条大路木簡などに類例がある（「城」二二 \sim 四二頁、二九 \sim 四〇頁、三三 \sim 四四頁）。

(6) □右美作国英多郡

・秦人マ□^{〔公カ〕}万呂三斗 □□□
(129)×18×3 039

(7) □^{〔家カ〕}家家家家家家

・□^{〔通カ〕}飢□□□犀澤
(272)×23×2 081

二条桑間路北側溝SD五二〇〇B

(8) ×郡野田郷膳マ□□
(197)×28×7 081

二条桑間路北側溝SD五二〇〇Bb北岸護岸石裏込め

(9) 〔∨貽酢∨〕
111×(20)×2 031

(10) ・□□□□□□□□

・養老四年八月一×]
(203)×(19)×4 081

(1)は、山陽道の駅長等に発した符形式の文書木簡の断片で、注目される。ただ、いかなる主体が符を駅長に発給するのか、詳細は検討を要しよう。(2)(3)は一括して出土した材質酷似のもの。直接接続はしないが、一連の可能性がある。(4)(5)(6)は荷札。(4)の「印勘郡」は伊香郡のことか。(5)の「野」以下の割書き部分の墨痕は極めて薄

い。左側面は二次的調整を被る。(7)は習書。(8)の「野田郷」は、

『和名抄』では下総国逆瑳郡・越前国丹生郡・同足羽郡に所在する。

(9)は、貽(イガイ。貽貝とも)のすしの付札。左側面は割れ。(10)の養老の年紀木簡は、本来SD五二〇〇Aの遺物であったものが、SD五二〇〇Bbの裏込めに混入したもののか。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報一九九八—
Ⅲ』(一九九八年)

同『平城宮発掘調査出土木簡概報』三四(一九九八年)

(山下信一郎)